

アユのエドワジエラ・イクタルリ感染症

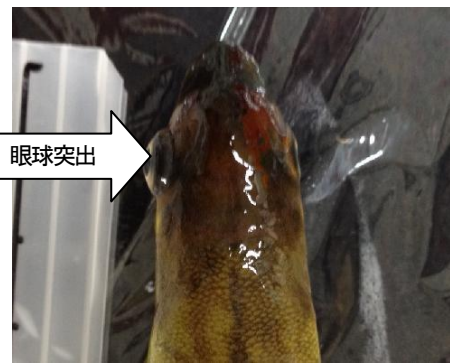
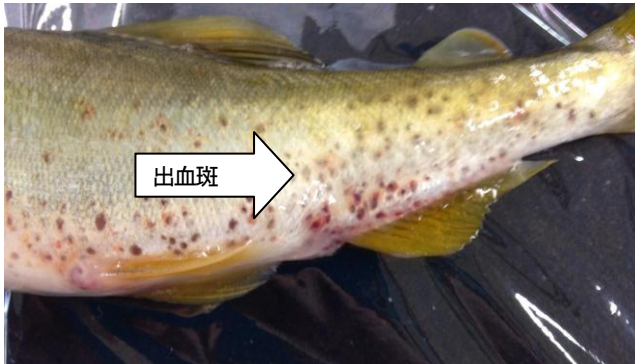
～ その概要と遊漁者（釣り人）の皆様へのお願いについて ～

全国各地で発生が報告されているエドワジエラ・イクタルリ感染症が、平成23年から岐阜県内の河川において確認されました。エドワジエラ・イクタルリ感染症のまん延防止のため、釣り人の皆様のご協力をお願いします。

エドワジエラ・イクタルリ感染症について

- エドワジエラ・イクタルリ (*Edwardsiella ictaluri*) という細菌による病気です。
 - この病気は、世界的にはナマズの病気として知られていましたが、平成19年に国内の河川で初めて発病しました。
 - 夏場の水温の高い時期（水温20℃以上）に発病しやすい病気です。
- (症状)

- アユの場合、目立った症状を示さないケースも多くありますが、以下のような特徴的な症状を示すことがあります。
- お腹がふくれる（お腹の中に血液の混じった腹水が貯まる）。
 - 眼球が突出する。
 - 体表及び肛門部が赤くなる。
 - 体表に無数の出血斑が現れる。



エドワジエラ・イクタルリ感染症に罹ったアユを食べた場合の人体への影響について

- アユから分離されたエドワジエラ・イクタルリは、農林水産省により37℃では増殖しないことが確認されています。これまでに人に害を及ぼしたケースは報告されていませんので、人体への影響はないものと言われています。

遊漁者（釣り人）の皆様へのお願いについて

- 友釣り等によって捕獲したアユを生かしたまま、他の河川に移動することで、感染が拡大することが懸念されます。
河川で漁獲したアユを、「おとり」等として他の河川に持ち出さないで下さい。
- 夏場の水温の高い時期に、河川で異常なアユやナマズ、その他の魚を発見した方は、お近くの漁業協同組合又は河川環境研究所（連絡先：TEL：0586-89-6352 FAX：0586-89-6365）へご連絡ください。
- 異常が見られるアユやナマズ、その他の魚は、川へ捨てないで下さい。

【問い合わせ先】

岐阜県農政部農政課水産振興室

TEL：058-272-1111（内線2892）058-272-8455（直通）

FAX：058-278-2695